


# 感染時の疫学調査、フォームで報告

## コロナ第6波に備えて手続き迅速化

9月27日、市は新型コロナウイルス感染者に対して行う疫学調査を感染者本人がスマートフォンなどで専用フォームに入力し報告する運用を始める。療養方針に関わる専門性が必要とされる連絡は、引き続き保健師等の専門職が担当する。

保健所では、感染が確認された場合に各医療機関から出される発生届を受け取った後、速やかに本人に連絡して疫学調査を行い、療養につなげていた。しかし、第5波では1日に約100件の発生届が出される日が続き、業務がひっばく。疫学調査の内、基本情報等を聞き取るファーストコンタクトを事務職等が担い対応した。このファーストコンタクトを第6波に備えてオンライン化し、より効率的かつ迅速化を図ったもの。また、就業制限解除通知書(療養期間等を証明する書類)もWEBで申請できるようになった。

- ★WEBで入力する内容は、本人の連絡先や勤務先、同居者の状況、基礎疾患や現在の症状等の基本情報。患者の療養方針を決定するために行う疫学調査は保健師等の専門職が行っている。患者1人に1時間以上かかるため、患者が急増した第5波では感染が確認されてから数日を要する状況が続いた。8月23日から基本情報等の聞き取りを専門職以外の職員が分担し、療養方針決定までの時間を大幅に短縮できた。
- ★電話によるファーストコンタクトは、発生届の数に比例して人員が必要であったため、感染者数の急な増加に速やかに対応することが困難であった。オンライン化により、今後第6波などで患者が急増しても柔軟に対応できると見込んでいる。スマートフォン等を持っていない人や症状が重く入力が難しい場合は、これまで通り電話で聞き取りを行うとともに、家庭内の感染対策や配食サービス等については、感染者全員に電話で案内する。  
フォームURL⇒<https://logoform.jp/form/H276/29115> (右記コード) 
- ★療養終了後、就業制限解除通知書(療養期間を証明する書類)を勤務復帰や生命保険請求等の際に必要な場合がある。証明書の申請は、申請書(市ホームページでダウンロードまたは保健所に請求)を保健所に郵送する必要があったが、WEBで申請できるようになる。
- ★今回の取り組みは、本市でオンライン申請を推進するため今年度導入したLOGOフォームを活用しており、新たな経費はかかっていない。

<お問い合わせ>

保健所 ☎ : 072-807-7623 FAX : 072-845-0685